業務及び財産の状況に関する説明書類

第12期　2025年6月1日から2026年5月31日まで

2026年7月30日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名　監査法人八雲

所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷2-1-6

代表者　　大橋玲子

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

・財務書類の監査又は証明

・財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談業務

沿革は次のとおりです。

2014年6月2日　東京都大田区を主たる事務所として監査法人八雲を設立

2020年6月25日　主たる事務所を東京都中野区に移転

2020年6月25日　従たる事務所を香川県高松市に新設

2022年7月12日　従たる事務所を東京都世田谷区に新設

2024年4月1日　主たる事務所を東京都渋谷区に移転

2024年4月1日　東京都世田谷区の従たる事務所を廃止

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第1条の3第5項に規定する無限責任監査法人です。

３．業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、法定監査及び任意監査の監査証明業務を提供しております。被監査会社数は、法定監査が11社、任意監査が3法人あります。

法定監査は金商法・会社法監査、会社法監査、学校法人監査、労働組合監査及び社会福祉法人監査であり、前期に比べて増加したのは、金商法・会社法監査が1社、会社法監査が1社です。任意監査は生活協同組合監査他です。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2026年5月31日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	4社
② 金商法監査	―	―
③ 会社法監査	2社	―
④ 学校法人監査	2社	―
⑤ 労働組合監査	1社	―
⑥ その他の法定監査	2社	―
⑦ その他の任意監査	3社	―
計	14社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項はありません。

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、監査保証業務を通じて、クライアントにとって本当に必要な知識・情報・サービスを提供すること、及び財務情報の信頼性を確保することにより健全な経済社会の維持と発展に寄与することを経営の基本方針としています。社会を取り巻く環境は日々変化していますが、監査保証業務を通して、社会に貢献していきたいと考えています。

② 経営管理に関する措置

当法人の「経営の基本方針」を達成し、全ての専門要員が職業的懐疑心を発揮するために、法人の「監査マニュアル」に、監査業務のみならず、職業倫理及び独立性を含む主な法人管理業務に係る規程、要領、様式等を定め、全ての専門要員が、円滑に質の高いサービスを提供できる体制を構築しております。毎年実施する研修においては、「監査マニュアル」の改訂について重点的に説明し、その他の研修内容とともに、専門要員の理解が十分である

かアンケートを実施して確認し、十分でない場合には専門要員に詳細な説明をする体制を構築しております。

③　法令遵守に関する措置

当法人は、品質管理規程「第5章　職業倫理及び独立性」において、職業的専門家としての行動について、関連する法令等を遵守することを定めています。

また、法令遵守の重要性について、毎年実施する研修において、最高経営責任者が全ての専門要員に伝達し、徹底するよう努めております。

④　その他

当法人の監督・評価を行う独立した第三者として、企業等において執行役員、管理職などで経営機能にかかわった経験があり、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する知見を有する者を選任し、社員会等重要な会議の出席、文書の確認、ヒアリング等により経営機能の実効性についての監督・評価を行う体制を構築しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①　専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人では、適切な能力を有し、品質管理システム業務を実施するために十分な時間を有する者を、専担者である品質管理責任者として、社員の中から選任しております。

②　専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人の品質管理責任者は、品質管理システムに関する業務に従事するほか、一定の制限のもとに個別監査業務に従事しております。なお、品質管理システムに関する業務において、当該個別監査業務が自己レビューとなることが無いように、当該個別監査業務に関与しない専担者以外の者が、品質管理業務を実施することとしております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

①　基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年５月 31 日

② 業務の品質の管理の目的

業務の品質の管理の目的は、当法人が実施する業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用することにあります。

・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、監査業務を実施すること。

・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、品質管理規程「第5章　職業倫理及び独立性」において、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

また、当法人の「監査マニュアル」に職業倫理及び独立性関連の規程及び要領等として、インシデントに対応するエスカレーションリスクを含む情報セキュリティ関係の規程等、インサイダー取引防止規程、利害関係確認書、監査ホットライン、倫理規則への対応等について定めています。当該規程及び要領については、毎年実施する研修において、最高経営責任者又は研修担当者が、事例等を踏まえて全ての専門要員に伝達し、徹底するよう努めております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、品質管理規程「第6章　契約の新規の締結及び更新」に、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めています。関与先との監査契約の更新については、中小事務所等施策調査会の答申に基づく最新の様式１（業種別に定める様式を含む）の該当する様式を使用し、リスクの評価を行い、リスクの程度が「中」「高」の契約更新については社員会で決定、リスクの程度が「低」の契約更新については、審査担当者承認の上で決定しています。

また、新規の契約については、社員会で決定しています。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員、審査担当者、査閲担当者等については、「人的資源確保検討」等資料を確認し、業務を実施するための適性及び能力を有しているか、品質管理規程「第 6 章　契約の新規の締結及び更新（適性、能力及び人的資源の検討）」の記載を検討して、社員会で選任しています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、社員の報酬について、品質管理規程「第8章　資源の利用（人的資源の取得又は開発、適用、維持及び利用に関する方針又は手続）」の記載に沿って決定しています。具体的には、法人予算に基づく固定部分と稼働日数、担当業務の難易度、品質管理の理解度、定期的な考課等を反映した変動部分の合計で算出し、社員会で報酬を決定しています。

(ｲ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、品質管理規程「第8章　資源の利用（人的資源の取得又は開発、適用、維持及び利用に関する方針又は手続）」の記載に沿って研修を実施しています。具体的には、研修担当者を中心として、教育研修の計画立案を実施し、継続的な職業的専門家としての能力開発が行えるよう指導しております。また、当法人の「監査マニュアル」に専門要員の教育・訓練に係る規程及び要領等として、研修要領、研修運営規程、研修履修管理規程、研修会管理者向けマニュアル、CPD受講要領について定めております。なお、法人内研修については、法人内実施年度研修計画に沿って実施しています。

(ｳ) その他

すべての専門要員について考課を実施し、一定の水準に満たない評価項目がある者については、最高経営責任者が面談を行い、改善につなげる取組を行う体制としています。業務の品質の管理の方針については、品質管理規程に方針及び手続を定め実施しています。

オ．業務の実施及びその審査

(ｱ) 専門的な見解の問合せ

当法人は、品質管理規程「第9章　業務の実施（専門的な見解の問合せ）」に、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。「監査マニュアル」に定める「専門的な見解の問合せチェックリスト」及び下記「ウ．監査証明業務に係る審査」に記載している「個別案件審査チェックリスト」を利用した上で、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関しては、専門的な見解の問合せを実施しています。

(ｲ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、品質管理規程「第9章　業務の実施（監査上の判断の相違）」に、監査上の判断の相違の解決に関する方針及び手続を定めています。業務執行社員と審査担当者との間や専門要員間及び専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決しない限りは監査報告書を発行しない体制となっております。早期に監査上の判断の相違を識別して、その解決に向けて最大限の努力を行う取組を行っています。

(ｳ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、審査規程に基づき、すべての監査証明業務について、審査担当者が計画審査と意見審査を実施しています。

意見審査において当法人の「監査マニュアル」で定める「個別案件審査チェックリスト」に該当する項目がある場合には、当該項目の事前審査を意見審査の受審前に受審します。

また、「個別案件審査チェックリスト」で専門的な見解の問合せを実施しなければならない事項に該当した場合には、事前審査に先立ち専門的な見解の問合せを実施いたします。

審査担当者については、「人的資源確保検討」文書を確認し、業務を実施するための適性及び能力を有しているか十分に検討して、社員会で選任しています。

(ｴ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は品質管理規程「第9章　業務の実施（監査調書の管理・保存）」に、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めています。上場会社に係る監査業務については、「電子調書に係る要領」を定め、2024年1月以降開始事業年度の監査業務から電子的監査調書の保存を運用しております。紙調書については、改ざんの防止について着実に取組むため、本部保管調書について、封印を確実に行い、品質管理担当者が管理し、また、調書管理台帳に調書の受領日、封印日、持ち出しの履歴等を記載しています。

(オ) その他

当法人は、業務の実施については品質管理規程に、審査については審査規程に、方針及び手続を定めて実施しています。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理規程「第10章　情報と伝達」において、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システム及び当法人内外の適時な情報の発信に関し、情報の取得、生成利用に対処する品質目標を設定しています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際し、前任及び後任になる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するために、品質管理規程「第 7 章　監査事務所間の引継」において、当該規程に留意するとともに監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠することを定めております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、品質管理規程「第 3 章　品質管理に関する責任」に基づき、品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムの整備運用に関する責任、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任を定めております。なお、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、最高経営責任者が最終的な責任を負っています。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を

阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理規程「第2章　品質管理システムの整備及び運用」において、品質管理目標の設定、リスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定を定めており、品質管理基準報告ツールの様式1等を参考に、品質リスクの識別及び評価を実施しています。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理規程「第12章　モニタリング及び改善プロセス」において、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

2026年5月31日を基準日とした評価の実施において、検証を実施した結果、不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しました。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当事項はありません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023年10月に通常レビューを受け、2024年1月に品質管理レビュー報告書

及び改善勧告書を受領しております。

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関しては、最終的な責任を有する最高経営責任者である大橋玲子が、当該措置が適正であることを確認しております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の４又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二．社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	―	6 人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項の決定又は承認	6 人	―	6 人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-1-6	5 人	―	5 人	16 人
(従)高松事務所	香川県高松市伏石町 2140-5-301	1 人	―	1 人	4 人
合計 2		6 人	―	6 人	20 人

四．監査法人の組織の概要

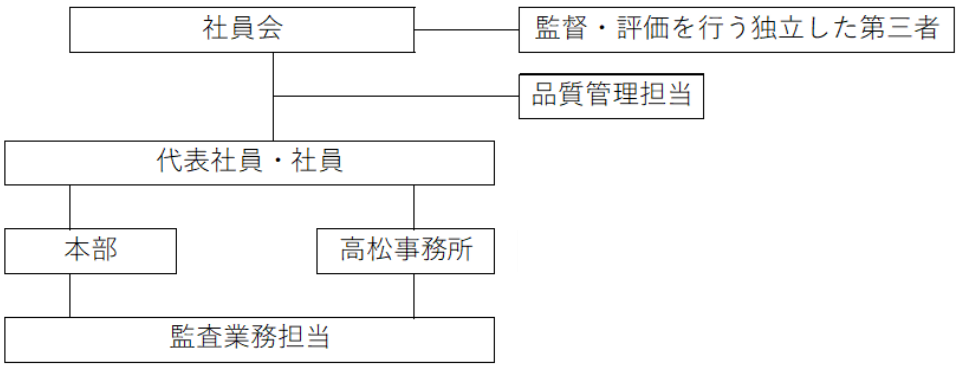

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：　千円）

	第 11 期 2024 年 6 月 1 日～ 2025 年 5 月 31 日	第 12 期 2025 年 6 月 1 日～ 2026 年 5 月 31 日
売上高		
監査証明業務	133,905	151,872
非監査証明業務	―	―
合　計	133,905	151,872

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

４．供託金等の額

無限責任監査法人のため記載しておりません。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため記載しておりません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

金商法・会社法監査

株式会社かんなん丸

株式会社グローバルウェイ

株式会社ケイブ

株式会社フォーサイド